

あきた建設女性ネットワーク公式応援キャラクター利用許諾取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別紙記載のあきた建設女性ネットワーク公式応援キャラクター（以下「キャラクター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許諾の申請)

第2条 キャラクターを利用しようとする者は、あらかじめ建設政策課長の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾（以下「許諾」という。）を受けようとする者は、利用許諾申請書（様式第1号）を建設政策課長に提出しなければならない。

(許諾の手続)

第3条 建設政策課長は、申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が本県建設産業の担い手の確保及び育成に寄与すると認めるときに限り、許諾をするものとする。

2 建設政策課長は、許諾には、キャラクターの利用方法等について、必要な条件を付することができる。

3 許諾は、利用許諾通知書（様式第2号）によるものとする。

(許諾の制限)

第4条 建設政策課長は、許諾の申請をした者のキャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾をしないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合

(2) 県の信用又は品位を害するおそれがある場合

(3) 第三者の利益を害するおそれがある場合

(4) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがある場合。ただし、本県建設産業の担い手の確保及び育成に特に効果があると建設政策課長が認める場合は、この限りでない。

(5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに利用されるおそれがある場合

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はその広告等に利用される場合

(7) キャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合

(8) キャラクターのイメージを損なうおそれがある場合

(9) その他建設政策課長がキャラクターの利用が適当でないと認める場合

2 建設政策課長は、許諾を行わない場合は、利用不許諾通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(許諾を受けた者の遵守事項)

第5条 許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの利用に当たっては、許諾を受けた内容に限ること。
- (2) 許諾を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 著作権者の表示(「©2018k-ishii」をいう。)及び「あきた建設女性ネットワーク公式応援キャラクター」の表示を許諾を受けた対象物件又は当該対象物件の包装等(以下「対象物件等」という。)に表示すること。ただし、建設政策課長が表示の必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- (4) 建設政策課長が行う調査及び照会に応じること。
- (5) その他建設政策課長の指示に従うこと。

(許諾の取消し)

第6条 建設政策課長は、利用者がこの要領又は許諾の内容に違反していると認められるときは、許諾を取り消すことができる。この場合において、生じた損害については、利用者がその責めを負うものとする。

(利用料)

第7条 キャラクターの利用料は、無料とする。

(賠償責任等)

第8条 次に掲げる場合に生じた損害については、第6条後段の規定を準用する。

- (1) 建設政策課長が許諾をしたことに起因し利用者に損害が生じた場合
- (2) 利用者が、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合
- (3) 利用者が、キャラクターの利用に際して県に損害を与えた場合

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの利用について必要な事項は、建設政策課長が別に定める。

附 則 (平成30年11月12日建政-1076)

この要領は、平成30年11月12日から施行する。



(様式第1号) 第2条関係

年 月 日

秋田県建設部建設政策課長 あて

郵便番号
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名

連絡先電話番号
担当者職氏名

あきた建設女性ネットワーク公式応援キャラクター利用許諾申請書

建設産業の担い手の確保・育成を図るため、あきた建設女性ネットワーク公式応援キャラクターを次のとおり利用したいので、申請します。

1 キャラクターを利用する催し等の概要

※対象者、時期・場所、内容、有料・無料の別等を記載すること（当該事項を記載した資料の添付でも可）

2 利用するキャラクター

3 キャラクターの利用方法

(1) 印刷物への複製、頒布等における利用

- ① 印刷物の名称
- ② 最大発行部数
- ③ 期間及び地域
- ④ その他

(2) その他の方法による利用 ※利用方法等について具体的に記載すること

※ファクシミリ又は電子メールによる申請も可能です。

(様式第2号) 第3条関係

文 書 番 号
年 月 日

様

秋田県建設部建設政策課長

あきた建設女性ネットワーク公式応援キャラクターの利用許諾
について（通知）

年 月 日付けで申請のあった、あきた建設女性ネットワーク公式応援
キャラクターの利用について、次のとおり許諾します。

- 1 キャラクターを利用させる催し等の名称
- 2 利用を許諾するキャラクター
- 3 キャラクターの利用方法
- 4 キャラクターの利用料
- 5 その他の条件等

(様式第3号) 第4条関係

文 書 番 号
年 月 日

様

秋田県建設部建設政策課長

あきた建設女性ネットワーク公式応援キャラクターの利用不許諾
について（通知）

年 月 日付けで申請のあった、あきた建設女性ネットワーク公式応援
キャラクターの利用について、次の理由により許諾しません。

理 由